

令和元年9月（令和元年度第6回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和元年9月25日(水曜日) 午前10時00分～
2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室
3. 出席委員（14名）12番欠番
委員 1番 坂 口 利 邦
委員 2番 内 倉 孝 子
委員 3番 富 永 浩 二
委員 4番 白 田 利 秋
委員 5番 中 嶋 睦 巳
委員 6番 中 村 重 治
委員 8番 永 野 易 美
委員 9番 大 窪 輝 則
委員 10番 藤 井 勇 次
委員 11番 福 田 智 浩
委員 13番 冷 水 正 行
委員 14番 吉 永 良 行
委員 15番 福 園 幸 雄
会 長 16番 鶴 岡 和 喜
4. 欠席委員 7番 上 岡 ヒトミ
5. 議事録署名委員 6番 中 村 重 治 8番 永 野 易 美
6. 議 題 議案第22号 農地法第3条許可申請の件について
議案第23号 農地法第5条許可申請の件について
議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について
7. 協議・報告 1 農地利用（形質）変更届について
2 農地利用集積計画の解約について
3 あっせん委員の選任について
4 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について
8. その他
9. 農業委員会事務局職員
事務局長 有田 稔 事務局次長 一松敬一 係長 有留幸弘
10. 農地利用最適化推進委員 14名出席（福永委員・黒江委員欠席）
11. — 閉会 —

第 6 回定例総会 会議の概要

【午前 10 時 00 分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので、ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和元年度肝付町農業委員会第 6 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は農業委員が 15 名中 14 名です。7 番の上岡委員より欠席届がありました。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は最適化推進委員の皆様にも出席依頼をし、16 名中 14 名が出席です。福永推進委員と黒江推進委員より欠席届が届いています。</p> <p>それでは、会議規則第 15 条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっていきますので、挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、6 番の中村重治委員と 8 番の永野易美委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第 22 号から議案第 24 号まであります。報告協議が 1 から 4 番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 22 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 22 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 条許可申請は 3 件です。所有権移転の売買が 1 件と贈与が 2 件となっています。</p> <p>売買の 1 件は、畑が 1 筆で 225 平方メートル、贈与の 2 件は、畑が 2 筆で 3,793 平方メートルです。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑が 1 筆計で 225 平方メートルです。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇、田が 1 筆で 502 平方メートルです。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇府の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が北方字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆で 3,291 平方メートルです。</p> <p>以上、3 件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>只今、事務局より説明がありました。1番から3番まで3件の申請です。お目通し下さい。</p>
議 長	<p>それでは、3件の申請について審議します。異議、意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第22号農地法第3条許可申請の3件の申請については、申請どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第23号農地法第5条許可申請の件「5-1-20」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-1-20」について、ご説明いたします。</p> <p>借人が、肝付町前田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、貸人が肝付町前田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、畑が2筆計で1,555平方メートルとなっております。</p> <p>転用目的が牛舎を建築したいということで、父の後継者として本格的に就農し、畜産を主業にするため、父所有の申請地を借用して、牛舎を建築したいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分が第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇病院から県道を約400メートル〇〇方面へ進みますと三叉路がありますが、そこを左折して約50メートル進んだ右手の〇〇農機の裏が申請地になります。配置図については、申請地の左側に牛舎を建てて、残りの部分には既存の育苗ハウスを移転して設置するという事です。また、ふん尿の処理は牛舎内に堆肥置場を設け、木酢液による消臭対策を行い、有機肥料として畑で使用するという事であり、雨水等の排水は南側の三面側溝に流すように計画されています。</p> <p>以上よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-20」について、中村委員と上岡委員が現地調査をされていますが、今回上岡委員が欠席のため、中村委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。</p>
中村委員	<p>6番、中村です。「5-1-20」について、現地調査の報告をいたします。9月19日に、私、上岡委員、事務局と申請人の親子2名の立ち会いのもと、調査しました。</p> <p>場所は事務局から説明がありましたように、〇〇農機の裏になります。場所的には広い場所であり、生産牛を30頭ぐらいを飼育していきたいということでございましたけれども、排水とか堆肥の処理等につきましては、事務局から説明がありましたとおりで、周囲に迷惑がかからないようにいたしますということであります。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。只今、「5-1-20」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第23号農地法第5条許可申請の件「5-1-20」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして3ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第23号農地法第5条許可申請の件「5-1-21」について、事務局</p>

議 長	が説明いたします。
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-1-21」について、ご説明いたします。</p> <p>借人が、肝付町前田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、貸人が肝付町南方〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で1,319平方メートルであります。</p> <p>転用目的が貸駐車場にしたいということで、私が役員を務める建設会社の現場が広域化しており、車両置き場に苦慮していることから、父所有の申請地を借り受け、貸駐車場として利用したいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分が第1種農地の集落接続施設に該当します。</p> <p>この案件につきましては、先月4条申請で申請があったところですが、内容的に5条申請の方が妥当であるということで、1回取り下げをして頂きました。現地調査の方は8月20日に済ましているわけですが、その後で取り下げがありまして、再度5条申請されたものであります。</p> <p>場所につきましては、役場から〇〇振興会方面へ向かいますと〇〇がありますが、その交差点を左折し、約800メートル進んだところをさらに左折し、約50メートル進んだところの左側に申請地があります。配置図については、普通車・軽自動車7台、ユニック1台、大型ダンプ4台分を図のように配置し、雨水等の排水は両側の道路側溝に流れるようにすることで、南側の畑に土砂が流れ込まないようにブロックも積むということです。</p> <p>以上よろしく願いいたします。</p>
議 長	はい、「5-1-21」について、2人の委員が現地調査をされております。藤井委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。
藤井委員	<p>10番、藤井です。「5-1-21」について報告いたします。8月20日に、上岡委員、私、事務局、そして申請代理人の立会で調査しました。</p> <p>場所は事務局から説明がありましたが、場所は役場から県道を〇〇振興会へ向かいますと、〇〇があります。その信号を左折し、約800メートル進と、〇〇振興会内に〇〇動物病院がありますが、その南側に位置します。周囲は宅地化が進んでいるところです。南側に畑がありますが土砂等の流出を防ぐため、境にブロックを積むということです。雨水等の排水については、申請地の両側に道路が付いていますので、その道路側溝を利用し、排水対策をするということで問題は無いかと思われませんが、皆様のご審議をよろしく願います。以上です。</p>
議 長	はい、ご苦労様でした。只今、「5-1-21」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	「異議なしとの声あり」
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第23号農地法第5条許可申請の件「5-1-21」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして4ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題といたします。令和元年9月分について事務局に説明をお願いします。</p>
議 長	

事務局	<p>議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 9 月分を説明いたします。</p> <p>まず、1 番の所有権移転ですが、今月は、内之浦地区はありません。高山地区が、田が 1 件の 1 筆で、1,599 平方メートルです。詳細は次ページに掲載しありますが、先月のあっせん申込の分が成立したものです。</p> <p>つづきまして、2 番の利用権設定ですが、内之浦地区は新規設定が、田が 2 件の 2 筆で 2,290 平方メートル、畑はありません。再設定が、田が 4 件の 6 筆で 7,981 平方メートル、畑はありませんでした。</p> <p>高山地区は新規設定で、田が 1 件の 5 筆で 2,747 平方メートル、畑が 2 件の 2 筆で 5,967 平方メートル、再設定は田が 9 件の 15 筆で 13,449 平方メートル、畑が 5 件の 5 筆で 3,634 平方メートルです。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が 16 件の 28 筆で 26,467 平方メートル、畑が 7 件の 7 筆で 9,601 平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、23 件の 35 筆で 36,068 平方メートルとなっております。詳細につきましては、内之浦地区が 6 ページ、高山地区が 7 ページに掲載してございます。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>今月は、1 番の所有権移転は高山地区が 1 件あります。5 ページに詳細が出ておりますが、先月あっせん申し出があった分が成立したものです。</p> <p>この件について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、所有権移転の 1 件の申請については提案どおり許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、2 番の利用権設定に移ります。</p> <p>2 番の利用権設定は、内之浦地区が 6 件、高山地区が 17 件あります。まずはお目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、まずは内之浦地区の 6 件の申請分から審議します。</p> <p>番号の 5 番に新規の利用権設定の申請がありますが、関係委員がいらっしゃいますので、冷水委員の退席をお願いいたします。（冷水委員退席）</p>
議 長	<p>それでは利用権設定の 5 番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定の 5 番については提案どおり許可することに決定いたしました。（冷水委員入室・着席）</p> <p>つづきまして、5 番を除く 5 件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、内之浦地区 5 番を除く 5 件については、全て申請どおり許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、高山地区の 17 件の申請分に移ります。引き続き、目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは高山地区の 11 件分について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>

	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>異議なしということですので、高山地区の 17 件の申請分については、全て提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>以上で議案第 24 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を終わります。議案については以上で終了しました。</p> <p>つづきまして、報告・協議に入ります。1 番から 4 番まであります。8 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議、1 番に農地利用（形質）変更届書が申請されております。「形－1－1」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>「形－1－1」について説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町波見〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が肝付町波見字〇〇 〇〇〇番〇、田で 493 平方メートルです。変更事項が田を畑に変更したいということで、水はけが悪く、湿田であるので約 1 メートル盛土をし、畑として使用したいということで申請が出ております。関係書類の添付については、誓約書の添付もありまして、また、土地改良区の受益地でもありまして、意見書の方の添付されております。場所につきましては、下にありますとおり、役場から〇〇小中学校の方に向かいますと、〇〇小学校の東側に、北側に入る道路がありますが、そこを約 50 メートル行ったところの右手が申請地になっております。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、「形－1－1」について、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、坂口委員。</p>
坂口委員	<p>1 番、坂口です。「形－1－1」について、現地調査をしましたので報告します。</p> <p>9 月 19 日に内倉委員、私、事務局、そして申請人の立会で現地調査をしました。場所は、今事務局から説明がありましたとおり、〇〇小学校の東門の前にあります。排水溝がなく思うように稲作が出来ないということで、約 1 メートル盛土をして畑として利用したいということです。盛土に当たっては、L 型ウォルコンを周りに敷設して、周囲の田に土砂が流出しないようにしたいということでした。何ら問題は無いと判断しましたが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。只今、「形－1－1」について、現地調査の報告がありました。この件について、異議、意見等はございませんでしょうか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>はい、異議なしということですので、「形－1－1」については、農業委員会としては受理することといたします。</p> <p>つづきまして、9 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議、2 番、農地利用集積計画の解約については、4 件あります。お目通しをお願いします。</p> <p>それでは、この件についてご意見等はありませんか。</p>
	【なしとの声あり】

議 長	<p>なしということですので、つづきまして、10 ページをお開きください。</p> <p>つぎに報告・協議、3 番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 3 件出ておりますので、あっせん委員を選任したいと思います。</p> <p>まずは「あ-1-15」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、「あ-1-15」について説明いたします。</p> <p>申出人が、肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇、地目・面積は、田が 1 筆、1,480 平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。</p> <p>希望価格については、周辺相場となっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇ポンプ場から東に 3 枚目の所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、それでは「あ-1-15」のあっせん委員に、地区委員の白田委員と富永委員でお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-16」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、「あ-1-16」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町前田〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字下〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆、地目・面積は、畑が 2 筆計で、4,215 平方メートルで、あっせんの種類は貸付希望です。</p> <p>希望価格については、周辺相場で貸付期間は 3 年からとなっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会に県道とグリーンロードと交わる交差点がございますが、ここを起点に県道を北へ 150 メートルほどの右側に 259 番 1、交差点からグリーンロードを西に 80 メートルの右側に 212 番 1 となります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-16」のあっせん委員に、地区委員の上岡委員と藤井委員にお願いいたします。</p> <p>次に 11 ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-1-17」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-17」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町前田〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆、地目・面積は、田が 2 筆計で、1,458 平方メートルで、あっせんの種類は貸付希望です。</p> <p>希望価格については、周辺相場で貸付期間は 3 年からとなっております。</p> <p>場所につきましては、まず、後田〇〇〇番につきましては、〇〇幼稚園から南へ 120 メートル行きまして、西へ 100 メートル行った左側になります。前田 3427 番 1 につきましては、〇〇高山店から南へ 100 メートル、そこから東へ 300 メートル行った所になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-17」のあっせん委員に、地区委員の中村委員と永野委員にお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上であっせん申出に係る 3 件の、あっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、12 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の 4 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局</p>

議 長	が説明いたします。
事務局	あっせん申出に係る整理について、12 ページから 14 ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残し、譲渡、貸付、借受、譲受希望分をそれぞれ載せております。9 月は新規のあっせん申出が 3 件で、只今あっせん委員を決めて頂いたところです。成立したものにつきましては、随時整理しております。未成立分で、各担当委員で気づかれた点がありましたらお知らせください。条件の悪いところが残っていると思われませんが、成立に向けての推進活動方よろしく願いいたします。あっせん申出の整理につきましては、以上で説明を終わります。
議 長	それでは、農地移動適正化あっせん申出の積み残しの分について、説明がありましたが、質問はありませんでしょうか。
	【なしとの声あり】
議 長	ないようですが、あっせんの未成立分が多くあるようです。各担当のあっせん委員の方は大変でしょうが、活動を引き続きお願いいたします。つづきまして、その他に移ります。何かございませんか。無いようですので事務局から連絡事項があります。
事務局	事務局からの連絡事項。 農業委員会委員研修視察の件と大隅地区農業委員会農地利用最適化推進会議の件についてそれぞれ説明。
議 長	只今の連絡事項でなにかありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	それでは、無いようですので、次回の農業委員会定例総会の日程は、10 月 25 日（金曜日）の予定としていますので、よろしく願いいたします。それでは以上で、9 月の定例総会を閉会いたします。

<午前 10 時 45 分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和元年 9 月 25 日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 中村 重治

委 員 永野 易美